

令和5年度
事業計画書

社会福祉法人

八頭町社会福祉協議会

社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会

令和5年度 事業計画

(基本方針)

昨年度は、福祉の町づくりの推進と介護保険事業の充実を中核に据えて、事業計画を作成、推進した。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大は終息することなく、地域福祉事業では、感染防止対策による活動の制限、介護保険事業では、利用者や職員の感染対応の影響が非常に大きく、両事業とも満足に事業展開が図れなかった。

ただし、支所、本所共に経験した困難や試練は、マイナスだけではなく、問題対応力の向上や問題意識の共有による共同体制の強化、介護事業の充実プロジェクトの取り組みの進展など、職員間に、組織の体力向上や資質向上につながる建設的な姿勢や考え方が広がる効果も生み出した。

今年度は、新型コロナウイルス感染への対応が変化し、種々の制限が緩和されることになり、諸問題が現場に委ねられることになると思われる。感染症対策を徹底しつつ、3年間の経験を糧にして、3所、各課、係それぞれに目的意識をしっかりと持ち、組織一体となって業績の回復に努めなければならない。

地域福祉推進では、地域共生社会の実現に向けた「第2次八頭町地域福祉活動計画」の仕上げと第3次計画の策定、膨らんでいる支援・相談事業の整備、充実や地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みの進化などが課題となる。

合わせて介護保険事業は、何より利用者数の回復・安定が最重要課題であり、職員が危機感を共有して、高齢者数の変動など将来的な社会像も視野に入れ、魅力的な介護サービスの工夫、創造に積極的に取り組むことが肝要となることから、4つの重点項目を定め、町民の期待や願いに応え得る事業の充実・展開に努める。

【 重点項目 】

- 1 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進
 - ①共に支え合う仕組みづくり
 - ②多機関との連携による包括的な支援体制の構築
 - ③「社会福祉法人連絡会」との連携による地域づくり
- 2 第3次八頭町地域福祉活動計画の策定
 - ①第3期八頭町地域福祉計画との一体的な策定
- 3 介護保険事業の運営強化
 - ①利用者のニーズを捉えた質の高いサービスの提供
 - ②感染対策の継続による安心したサービスの提供
 - ③令和6年度介護保険制度改正を捉えた事業展開の検討
- 4 法人組織の基盤強化
 - ①法人の組織機能及び経営基盤の強化
 - ②自主財源の確保と安定的な財政運営
 - ③職員の資質向上

【 事業実施計画 】

1 法人の機能及び基盤強化

社会福祉協議会は、町内の福祉団体や地域住民をはじめ様々な関係者によって構成されている高い公共性と透明性を備えた組織であり、住民の負担に応える地域福祉を推進することを使命としています。

しかし、近年は、収支状況が厳しい介護保険事業の経営難や福祉人材の確保など福祉を取り巻く社会情勢は刻々と変化しています。

今年度も、変化に揺らぐことのない運営基盤の強化に取り組み、町民から求められる事業を展開します。

(1) 役員会及び委員会等の開催

- ① 理事会の開催（理事6名以上10名以内）
- ② 監事会の開催（監事2名）
- ③ 評議員会の開催（評議員11名以上15名以内）
- ④ 総務委員会、介護保険事業委員会の開催
- ⑤ 評議員選任・解任委員会の開催（委員5名）
- ⑥ 役職員研修会

(2) 職員の人材育成と資質向上

地域福祉を推進するための職員の資質向上、技術の向上、知識の深化など社協職員として求められる人材としての資質向上に努め、専門的な資格取得を促進するとともに、意欲的な人材の育成を図ります。

- ・ 職員の専門性を高めるための研修会等の参加による資質向上
- ・ 職場内学習・研修会の計画的な開催
- ・ 外部研修への参加の促進
- ・ 福祉関係の資格取得の促進
- ・ 職員の社会貢献活動の実施

(3) 福祉サービス苦情解決事業

利用者の利益を保護しサービスの向上を図るため、福祉サービス利用者の意見や要望を汲み取る窓口等を設置し、よりよい福祉サービスの提供に努めます。

- ・ 苦情解決第三者委員の設置（委員3名）
- ・ 施設の意見箱の設置

(4) 広報・啓発事業の充実

広報誌、ホームページ等を活用し、広く住民に福祉事業の情報提供・啓発を行います。

- ・ 社協広報誌「社協だより」の発行
- ・ ホームページの運営
- ・ 社協会費用チラシの配布
- ・ 社会福祉大会の開催

八頭町・八頭町社会福祉協議会が主催となり、地域で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績をたたえるとともに、広く住民に福祉のまちづくりの推進を図ることを目的として開催します。

(5) 寄附金事業

- ・祭壇（葬儀用）の貸出事業
- ・弔電事業

(6) 財源の確保

- ・社協会費（一般・特別）
- ・寄附金
- ・共同募金配分金
- ・町補助金、受託事業の安定確保
- ・介護保険事業の運営による財源確保
- ・介護職員処遇改善加算取得

(7) 福祉機器・介護用品斡旋事業

地域住民の在宅での生活支援事業として日常的な介護用品等の貸出・斡旋を行い在宅福祉サービスの充実を図ります。

- ・福祉機器の貸出（車いす・ポータブルトイレ等）
- ・介護用品の斡旋

(8) 社会福祉法人における地域における公益的な取組

①社会福祉法人連絡会との連携

八頭町内の5社会福祉法人により設立された「社会福祉法人連絡会」による、福祉課題の解決に向けた地域づくりへの取組みを推進していきます。

②えんくるり事業（県内の社会福祉法人が協働実施）

様々な「生活のしづらさ」を抱えながら制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にある方の課題など地域における福祉課題・生活課題に対応するため、鳥取県社会福祉協議会（基幹）と県内の社会福祉法人が支える仕組みを創り、困窮相談支援体制の充実を図ります。

(9) 災害時における支援体制の推進

- ① 鳥取県内社会福祉協議会災害時の相互応援協定に係る被災地職員派遣
- ② 町との災害時における協定による、災害ボランティアセンター設置運営

2 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進

子ども・障がい者・高齢者など全ての人々が、「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域の資源や人の多様性を活かしながら役割を持ち、人と人、社会がつながり合う地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進していきます。

2-1 小地域福祉活動の促進

(1) 未設置地区まちづくり委員会の設立支援

- ・国中地区まちづくり委員会の設立支援
- ・西郡家地区まちづくり委員会設置に向けた展開

(2) 地域づくり事業

誰もが参加することができる様々な集いの場づくりを進め、課題を抱えた人・世帯を地域の関係につなぎ戻し、人と人のつながりの中で支え続けることができる地域づくりを一体的に進めていきます。

- ・地区まちづくり委員会の運営支援
- ・地区福祉活動計画策定支援
- ・地区を基盤とした見守りネットワークの推進と福祉関係委員との連携

(3) 地域福祉関係委員の育成と福祉活動の推進

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、住民が主体的に地域の担い手となり、高齢者等を地域で見守り支え合う仕組みを推進していきます。また、推進のため、地域福祉を担う福祉関係委員等の人材育成をしていきます。

① 地域福祉推進協議会の設置

地域ごとに設置し、地域住民の福祉向上を目指し、事業推進に協力するとともに、住民の意見や住民の立場から見た社協事業に助言を行い、地域福祉の推進を図ります。

② 福祉推進員の委嘱と活動支援

集落単位に設置し、近隣の住民の見守りを行い、課題のある人の早期発見につなげます。また、民生児童委員やボランティア、愛の輪協力員、小地域福祉推進組織（まちづくり委員会）と協力して地域の福祉課題を早期発見し、解決に結びつける体制を強化します。

③ 愛の輪協力員の設置による見守りの推進

ひとり暮らし高齢者など日常生活に不安を抱える世帯に対して、声かけや見守りによる安否確認を実施するために設置し、地域での見守り体制を強化します。

④ 民生児童委員との連携による地区見守りの強化

(4) 地域見守りネットワーク（こだまネットワーク）事業

日常生活において支援を要する人に対し、ネットワーク体制整備を図ることにより、住み慣れた家でいつまでも安心して暮らすことができるように、関係団体や関係機関と協力しながら安心・安全な地域づくりを目指します。

(5) 集落福祉活動の促進

① 集落サロン事業

地域の一人暮らし、虚弱、高齢、障がい等のため外出の機会が少なく家に閉じこもりがちな方々が、地域の身近な公民館等でボランティアと共にふれあいを深め、孤独感の解消、健康づくり・仲間づくりを通して、生きがい活動の場となるようにふれあいサロンの立上げを推進します。また、登録人数により運営費を助成し活動を支援します。

(6) 災害時における支え愛地域づくり推進事業

地域住民組織または住民組織の連合体が主体となって、支え愛マップづくりや地域支え愛会議、避難訓練を通じ、独居、寝たきり及び認知症の高齢者、障がい者等（要支援者）に対する災害時の避難支援の仕組みづくりを行います。

また、災害時の対応を円滑進めるための平常時の見守り等、災害時の要支援者の避難支援に係る課題解決のための地域づくりを推進します。

2-2 広域的な福祉活動の促進

(1) ボランティアセンター事業の推進

地域で活躍する豊富な人材の中で、地域で活動できるようなボランティア人材を発掘して、育成する研修・養成講座に取り組み、ボランティアへの理解を深めるとともに、ボランティア活動への登録の推進に取り組んでいきます。

また、広報・啓発活動にも努め、ボランティアセンターとしての機能の充実を図ります。

- ・ボランティアコーディネーターの配置
- ・ボランティア育成研修
- ・ボランティア団体の組織化・育成支援
- ・学校・企業との連携による若年層のボランティア活動参加の促進
- ・ボランティア広報誌「ボラズバツ」の発行
- ・ボランティアセンター運営委員会の開催

(2) 災害時における災害ボランティアセンター運営体制の構築

災害発生時に被災者を支援しようとするボランティアと被災者をコーディネートし、ボランティア活動を円滑に推進することで、被災者が一日も早く安心した生活を取り戻されることを目的とする災害ボランティアセンター運営体制を構築します。

(3) 住民参加による地域福祉事業の充実

① さわやか福祉基金助成事業

鳥取県さわやか福祉基金を活用し、住民参加による在宅福祉サービス事業及び地域活動の推進を図ります。

- ・配食サービス事業の実施
- ・ボランティアによる環境整備事業

② 高齢者新スポーツ・文化振興事業

高齢者の文化活動を通じて健康づくりや仲間づくりを促進し、高齢者の社会参加高揚を図る事業として開催します。

③ 共同募金配分金事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に共同募金の配分金を活用し事業を推進します。

《老人福祉活動》

- ・長寿お祝い事業

- ・一人暮らし高齢者交流会事業（なかよし会・ぼちぼち会）
- ・生きがい増進事業（男塾／男性の仲間づくり）
- ・老人クラブスポーツ大会助成事業
- ・ふれあいサロン助成事業

《障がい児・者福祉活動》

- ・障がい福祉サービス事業所助成事業
- ・障がい者家族親善スポーツ大会への支援
- ・心身障がい児（者）里帰り事業の支援
- ・地域共生にじいろフェスタの開催

《児童・青少年福祉活動》

- ・保育園児クリスマスプレゼント事業
- ・保育所・小学校・中学校花苗等生産活動事業
- ・子どもの集いの場支援事業
- ・ファミリーサポートセンター支援事業

《母子・父子福祉活動》

- ・連合母子会への助成事業
- ・ひとり親家庭中学生卒業祝い事業

《福祉育成・援助活動》

幅広い世代を通して、支え合う福祉の心を育むとともに、ボランティア活動の活性化・地域での支え合い活動の推進を図り、みんなで安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

- ・福祉イベント開催事業
- ・まちづくり委員会の活動助成事業
- ・地域福祉学習事業（福祉学習プラットホーム事業）
- ・災害見舞い事業（地震、豪雨、火災等）
- ・地域福祉活動助成（繋がりづくり、支え合い活動事業助成）

《ボランティア活動育成事業》

- ・地域ボランティアの育成助成事業
- ・災害ボランティアセンター運営模擬訓練

《歳末たすけあい事業》

- ・歳末おせち配布事業
- ・重度障がい者見舞品配布事業
- ・障がい福祉作業所（B型事業所）への歳末行事助成事業
- ・交通遺児見舞金

2-3 福祉学習の推進と担い手づくり

児童、生徒、学生のボランティアを積極的に受け入れ、福祉の心を育てる取り組みを進めます。また、地域での共生型交流事業等を通じて地域住民の福祉学習を進めます。

（1）福祉教育の推進

- ・福祉教育指定校の設置
- ・福祉教育指定校との意見交換会・担当職員連絡会の開催
- ・生徒への福祉体験学習の実施

(2) 福祉学習プラットフォームの推進

地域住民と地域の子供たち、当事者やその家族、大学生ボランティア等が交流することにより、その地域を知るとともに、地域の良いところを確認し、お互いの理解を深め共生型交流事業による地域での福祉学習を推進します。

- ・学生・教職員の福祉体験実習の受入れ
- ・福祉人材育成と専門職育成機関との連携

2-4 共生型総合相談体制の構築

(1) 福祉相談支援センター「ほっと」の設置

相談窓口としての総合支援体制を行うために、あらゆる相談を一旦受け止めて課題を整理し、専門支援機関につなぐとともに、相談窓口としての機能充実を図ります。

(2) 重層的支援体制整備事業

日本社会を特徴づけていた社会のあり方が変わり、住民の生活も変化する中で、様々な支援ニーズが表れてきており、これまでの福祉政策による子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった縦割りの支援体制だけでは、様々なニーズへの対応が困難になっています。町における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、町から委託を受け、多機関協働事業、アウトリーチ事業、参加支援事業に取り組みます。

令和3年度より移行準備として取り組んできましたが、令和6年度本格実施に向けて具体的に整備を進めていきます。

① 多機関協働事業

多機関の連携・協働体制を強化し、複雑化、複合化する生活課題を包括的に受けとめることができる相談体制と、専門分野を横断した支援ネットワークの構築を図ります。

- ・包括化推進員の配置
- ・関係機関・専門機関及び住民組織との連携
- ・「地域共生ケア会議」の開催
- ・弁護士相談等（月1回）の事業開催

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

自ら支援につながる事が難しい人、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、つながり続ける相談支援を行っていきます。

③ 参加支援事業

狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行い、社会とのつながりを回復する支援を行っていきます。

(3) 心配ごと相談事業

地域住民からの多様な生活課題を受け止め、解決に向けた相談支援を行うとと

もに各関係機関や地域とのネットワークを構築し、地域における幅広い協働や連携のもと課題解決に向けた支援体制づくりを行い、住民の福祉向上を図ることを目的とします。

(4) 日常生活自立支援事業

県社協と連携を取りながら、高齢者や障がいのある方の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるよう福祉サービスの利用、日常的金銭管理の支援をします。また、日常生活に支障がある方の、福祉サービスの利用に関する相談、助言等の事業を推進します。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス等
- ・書類等預かりサービス
- ・生活支援員との連携・支援
- ・内部監査会、県監査の実施
- ・県社協、福祉関係機関との連携・協力

(5) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていきます。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たな社会資源を発掘することに努めます。

- ・相談支援専門職の配置
- ・生活困窮者支援を通じた地域づくり
- ・地区総合相談窓口の連携
- ・相談支援ネットワークの充実
- ・専門機関、関係機関との連携
- ・権利擁護センター設置に向けての検討
- ・市民後見人養成の推進

(6) 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして家計管理に向けた支援を行うことで、生活の再生に向けた意欲を引出し、早期に生活が再生されることを支援していきます。

- ・家計支援員の配置
- ・生活困窮者自立相談支援事業、関係機関、専門機関との連携

(7) 八頭町フードサポート事業

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった生活困窮者に、生活に必要な食料等を提供し、生活再建に向けた支援を行うための事業として推進します。

- ・事業協力者の登録
- ・支援協力者より食料品の寄贈
- ・生活困窮者への緊急的な食料支援

(8) 第2次 八頭町地域福祉活動計画（第2期八頭町地域福祉推進計画）の推進
第2次地域福祉活動計画の最終年度となり、計画目標に添った推進に向けて活動をしていきます。

- ・事業推進の管理・運営
- ・事業進捗管理委員会の開催（進捗管理委員15名）

(9) 「第3次八頭町地域福祉活動計画」の策定

八頭町における地域福祉活動を推進するための、地域住民をはじめとする多様な主体が相互に協力して活動・行動するための中核となる「第2次八頭町地域福祉活動計画」の計画期間が令和5年度で終了することに伴い、次期活動計画の策定を町と連携を図りながら一体的に行います。

3 資金貸付事業

社会的基盤の不安定な低所得の方々に、低金利又は無利子での貸付けを行い、自立に向けた取り組みを推進します。

- ①（県）生活福祉資金貸付事業の実施
- ② 緊急小口貸付資金の貸付事業の実施
- ③ 高額医療資金貸付事業
- ④ 特例貸付フォローアップ支援事業の受託（新規事業）

4 施設管理運営及び指定管理施設の運営

(1) 郡家老人福祉センターの施設管理

(2) 指定管理施設の運営（令和4年度～令和6年度受託の2年目）

- ① 船岡保健センター
- ② 八東地域福祉センター
 - ・鍛冶屋温泉
 - ・鍛冶屋温泉運営協議会の開催

5 介護予防・地域支援事業（町受託事業）

(1) 生活支援コーディネーター事業

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、関係者のネットワークや既存取組・組織等も活用しながら、地域において高齢者の身近なところでニーズに合ったサービスの開発やサービスの担い手の発掘・養成等を行います。

- ・生活支援コーディネーター2名の配置（1名増員）
- ・生活支援サポーターの養成講座の開催
- ・サービス提供主体等の関係者ネットワークの構築
- ・地域見守りネットワーク体制の強化と充実

(2) 介護予防教室事業（一般介護予防事業）

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、また要介護状態にならないようにするために、体操・運動（百歳運動）を取入れながら、認知症や寝たきり予防等の学習・レクリエーション等を通じて健康維持向上のための事業を行います。高齢者の健康づくり及び身体機能の維持と筋力向上、また、生活習慣病等の予防と悪化防止のための運動指導等を行います。

- ・ミニデイ
- ・まめな会
- ・なかよし会
- ・いきいき健康教室
- ・健康ウォークリー
- ・介護予防教室事業

(3) 通所型介護予防事業（はつらつ教室）（通所型短期集中サービス事業）

要支援者等（要支援1、2の認定者及び事業対象者）を対象に地域包括支援センターが作成する介護予防支援計画に基づき、運動器機能向上プログラムと口腔機能向上プログラムといった専門的で複合的なプログラムを集中的に実施し、要介護状態への予防、地域において生きがいのある自立した日常生活の営みができるように支援事業を実施します。

- ・運動機能向上プログラム
- ・口腔機能向上プログラム

(4) 食の自立支援事業（任意事業）

栄養改善が必要な高齢者等に対し、配食の支援を行うとともに、高齢者の状況を定期的に把握し、必要に応じ地域包括支援センター等に連絡するネットワークを構築します。

(5) 家族介護教室事業（任意事業）

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくようにするため、高齢者を介護している家族などに介護の方法及び予防についての技術の習得、介護相談などの教室を開催します。

(6) 産前・産後ヘルパー派遣事業

母親の産前・出産後間もない時期に、体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事等の支援を行います。

6 介護保険事業の充実

安心した在宅生活や自立した日常生活を営むことが出来るよう、常に利用者のニーズの把握に努め、満足していただける質の高いサービスを提供していきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により不安定な事業状況に対応し、安定した事業展開が図れるよう組織運営の強化を図ります。

(1) 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 訪問介護事業
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
- ③ 介護サービス情報の公開

(2) 通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業（デイサービス）

- ① 通所介護事業（3事業所）
 - ・本所事業所
 - ・船岡支所事業所
 - ・八東支所事業所
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（3事業所）
 - ・本所事業所
 - ・船岡支所事業所
 - ・八東支所事業所
- ③ 介護サービス情報の公開
- ④ ボランティア・実習生等の受入
- ⑤ 介護システム ICT 運用による業務効率化と質の高いサービスの提供

(3) 居宅介護支援事業

- ① 居宅介護支援事業（2事業所）
 - ・本所事業所
 - ・八東支所事業所
- ② 介護保険事業の受託事業
 - ・訪問調査
 - ・住宅改修
 - ・介護予防サービス計画、総合事業の介護予防ケアマネジメントの作成
- ③ 24時間連絡可能な体制の確保と改定による報酬等の加算体制の強化
- ④ 介護サービス情報の公開

7 障がい福祉サービス事業の充実

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所として、障がいのある方々が自立した日常生活を営むことが出来るようヘルパーを派遣し、サービスの質・量が確保されるよう諸機関との連携を図ります。

- ① 居宅介護事業（ホームヘルプ）の充実
 - ・船岡支所事業所
- ② 重度訪問介護事業の充実
 - ・船岡支所事業所
- ③ 基準該当サービスの実施（障がい者の入浴サービス）
 - ・本所事業所
 - ・八東支所事業所

8 共同募金委員会への協力、支援

共同募金委員会を通して、赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動に協力し、募金協力事業所の開拓など募金活動に協力していきます。

- ① 鳥取県共同募金会八頭町共同募金委員会における運営委員会の開催
- ② 八頭町共同募金委員会における審査委員会の開催

- ③ 共同募金運動（赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金）
- ④ 鳥取県共同募金委員会災害見舞の実施

9 諸団体等への活動支援

地域を支える諸団体の育成と支援を行うとともに、他法人等への協力・連携をして、地域福祉活動を推進していきます。

- ① 民生児童委員協議会の活動支援
- ② 老人クラブの活動支援
- ③ 身体障害者福祉協会の活動支援
- ④ 心身障害児（者）保護育成会の活動支援
- ⑤ 遺族会の活動支援
- ⑥ 赤十字奉仕団への協力支援
- ⑦ 更生保護活動事業への協力
- ⑧ シルバー人材センターへの協力
- ⑨ その他、諸団体等への協力、連携